

ごあいさつ



八千代市農業協同組合
代表理事組合長

藤代 清文

平素は、JA 八千代市に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

当JA では、情報開示を通じて経営の透明性を高めるとともに、皆様の一層のご理解を深めていただくために、主な事業の内容や組織概要、経営内容などについて、利用者の皆様のために分かり易くディスクロージャー誌を作成いたしました。

さて、農業・JA を取り巻く環境は、先行きが不透明な貿易交渉や農業政策の大きな転換、農業者の高齢化による担い手不足、出口の見えないマイナス金利政策等、依然厳しい環境下におかれております。

平成 29 年度は、第 52 回通常総会でご承認をいただきました『中期 3 か年経営計画』の取り組み 2 年度目と、『第 2 次農業振興計画』の最終年度となり、農業所得増大へ向けた取り組みを強化するとともに、地域の活性化に向けた活動の展開と、組合員・地域の皆様の信頼に応えるべく、経営基盤の維持・強化の確立に注力して参りました。

平成 30 年度は、『中期 3 か年経営計画』の最終年度であり、『第 3 次農業振興計画』の初年度となります。当JA では、引き続き、「食と農を基軸として地域に根ざした協同組合としての JA」のスローガンを基に、「農業者の所得増大」、「農業生産の拡大」、「地域の活性化」を基本目標に掲げ、自己改革の取り組みを実践して参ります。

本年も組合員・地域の皆様の信頼に応えるべく、経営基盤の維持・強化、信頼され、愛される JA を目指して役職員共々取り組んで参りますので、尚一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、皆様方のご健康とご多幸をお祈り申し上げ、挨拶といたします。

平成 30 年 4 月

1. 経営理念

- ・JA 八千代市は、農業振興を通じて、「食」と「農」と「緑」を守り、かけがえのない自然を次世代に引き継ぎます。
- ・JA 八千代市は、地域のみなさまとともに生き、地域のみなさまとの共感の中で、心ふれあう地域づくりに取り組みます。
- ・JA 八千代市は、高い倫理観と責任感を持ち、地域社会に貢献できる事業と組織づくりに取り組みます。

2. 経営方針

・農業振興と地域社会への貢献

農業をめぐる環境は農業従事者の高齢化等極めて厳しい状況になっています。JA には、地域農業の特性を活かした基本目標を設定し、これらの実践を通じて農家所得の向上、地域の活性化等が求められます。当 JA は、「夢と活力ある農業・地域社会」の実現のため、地域特性を活かした農業振興と心のゆたかさを実感できる生活環境の提供に努めます。

・組合員と消費者の満足度向上

JA は日常生活のあらゆる場面に密着した事業を営んでいます。各種商品やサービスが多様化・高度化するなかで、利用者のニーズは安全、安心でかつ健康志向になってきており、またゆとりを重視する傾向が見られます。当 JA は、JA が提供するサービスの質を高め、組合員と消費者のニーズに応えた、真心のこもった商品・サービスの提供に努めます。

・信頼と期待に応える経営

JA は組合員・地域利用者から顧客満足度の向上と安全性が求められています。当 JA は、「農業・地域に貢献できる質の高いサービス」と「強靱な経営体質」「透明感のある組織運営」を構築するため、財務体質の健全性向上に努め、リスク管理態勢の確立とコンプライアンスを重視した職場づくりに取り組みます。

・中期3か年計画について

JA を取り巻く環境は、改正農協法の施行や農業改革関連法案が国会内で審議されるなど大きな変動期にあたっております。そのような中、第36回 JA 千葉県大会において「食と農を基軸として地域に根ざした協同組合としての JA～更なる安全・安心・信頼への挑戦～」のスローガンを基に「農業者の所得増大」と「農業生産の拡大」への挑戦、「地域の活性化」への貢献、「自己改革の実践を支える JA の経営基盤」の確立に向けた仕組みづくりが決議されたことを受け、当 JA は組合員・地域住民に「信頼され、支持され、必要とされ、愛される JA」、「将来においても揺るぐことのない安心・安全な経営」を目指した事業展開を進めるため、中期3か年計画（平成28年～30年）を策定し、実践しています。

3. 経営管理体制

◇経営執行体制

当 JA は農業者により組織された協同組合であり、「総会」の決定事項を踏まえ、総会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

4. 事業の概況（平成 29 年度）

平成 29 年度の経済情勢は、米国を中心に欧州、中国と世界経済の回復基調が強まる中で、株価も世界的に好調を続け、とくに日本の株価は年末から年明けにかけて 26 年ぶりの最高値を更新しました。日本経済は、世界経済の回復に支えられ輸出が回復したことで、企業業績の回復や製造業の生産活動の回復をもたらした。景気回復期間が戦後で一番長い『いざなぎ景気』に次ぐ長さとなる一方で、内需の主力である個人消費と設備投資の回復力は弱く勢いがみられていない状況です。個人消費は人手不足にもかかわらず、賃金上昇率が弱いため回復に力強さを欠き、設備投資も緩やかに回復しているとはいえ本格回復とは言い難い。こうした中、安倍政権の経済政策のひとつでもある所得拡大促進税制強化と日本銀行の「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」政策継続が、経済・物価・金融情勢にどう影響していくか注目していきます。

農業分野では、2 月～7 月まで天候不順の影響で降水量が少なく日照時間は多い状況でした。6 月は空梅雨の影響で野菜は生育不良のため減収となりました。8 月は 40 年ぶりに観測史上最も月間日照時間が少なく梅雨が逆戻りしたような天候となり、青果物全般において前年を下回る出荷量となりましたが、価格は前年を上回りました。

本県の米については、田植後の天候に恵まれましたが、出穂期以降の日照不足の影響から登熟不良になり収量減少の要因となりました。作況指数は 100 の「平年並み」となり、米価も当 JA では、コシヒカリ 1 等で 14,000 円でした。

そのような中で、「中期 3 か年経営計画」で掲げました「農業者の所得増大」、「農業生産の拡大」、「地域の活性化」、「自己改革の実践を支える JA の経営基盤の確立」に取り組み事業展開を進めた結果、収支面では税引前当期利益 133,991 千円となり、未処分剰余金も 242,574 千円を挙げることが出来ました。財務状況については、内部留保に努めるとともに適切なリスクコントロールに努めてきた結果、BIS 基準（バーゼルⅢ）による自己資本比率は 14.12%となり BIS 及び JA バンク基準の 8%を大きく上回ることが出来ました。

経営管理面では、JA として社会的責任を果たすため、内部統制機能の根幹となる事務の堅確性を定着させるため、信用事業担当者と監査室で支店巡回による事務管理態勢の充実に取り組み、事務リスク管理規程の遵守、ALM 委員会の機能充実、内部監査体制の強化やリスク管理態勢の向上、不祥事を起こさないけん制機能と法令遵守態勢の確立に努めて参りました。また、組合員・利用者の皆様の期待に応える知識・技能を備えた職員の育成を目指し、各研修会への参加を促し、資格・検定取得に取り組みました。

主な事業活動と成果については以下の通りです。

① 信用事業

貯金につきましては、昨年の定期貯金キャンペーンなどにより、総貯金は前年対比 102.2%となり、貸出金は貸貸住宅建設資金及び事業性資金等の落ち込みと、他行借換による流出で前年対比 96.2%、貯貸率は 47.4%となりました。

② 共済事業

複合渉外職員が中心となり、あんしんチェックキャンペーンを展開し、組合員・利用者との繋がりを強化しながら、保障ニーズに応えた普及活動に取り組みました。長期共済保有高は前年対比 100.8%、推進総合ポイント 369 万点を挙げ前年対比 137.6%となり、県下で一番初めに目標達成いたしました。

共済の新規契約高等については、以下の通りです。

<新契約高等>

満期（終身）共済金額合計	3,582,171 千円
保障共済金額合計	17,305,389 千円
新規共済契約者数（長期共済および自動車共済合計）	250 人
新規被共済者数 生命総合共済（年金共済を除く）	133 人
年金共済	52 人

共済の保有高等については、以下の通りとなります。

<保有高等>

満期（終身）共済金額合計	31,249,265 千円（対前年比 104.6%）
保障共済金額合計	138,978,056 千円（対前年比 100.8%）
医療系共済 入院共済金額合計	7,045 千円（対前年比 104.2%）
介護系共済 介護共済金額合計	882,796 千円（対前年比 114.6%）
年金共済 年金年額合計	646,833 千円（対前年比 105.5%）
自動車共済 共済掛金合計	90,660 千円（対前年比 103.5%）
共済契約者数（長期共済および自動車共済合計）	5,315 人
被共済者数 生命総合共済（年金共済を除く）	3,792 人
年金共済	838 人

③ 営農指導事業

本年度は第2次農業振興計画最終年度として、八千代市農業の持続的発展を目指し、個撰出荷ニンジン、ネギ出荷箱をノンステابل化等によって農作業の効率化及び労働負担の軽減を図れるよう提案・実施して参りました。後継者対策として婚活事業「農婚」に取り組み男女各9名で実施しました。

また、グリーンハウス生産者を集め目合わせを行い荷姿の再統一を図り直売所の品質向上を行いました。

④ 販売事業

本年度は4月、5月の干ばつによるニンジンの肥大不良で減収となり、販売高は約97,000千円で前年より3,600千円の減少でした。一方、ネギについては出荷直前の10月に2度の台風により、大きな被害を受けました。回復に1か月以上を要したため出荷時期が後退したものの価格は上昇しました。加えてネギ共撰指定市場を増やしたことにより販売価格のけん制機能を強化しました。

グリーンハウス直売部門の販売においては、ふれあい市場を8回、専門部会による即売会が7回、その他イベントが3回と生産者と消費者のふれあい型販売に重点を置いて販売拡大を目指して参りましたが、平成29年の販売高は602,000千円で、前年対比94.8%となりました。

⑤ 購買事業

農機の取扱高は前年対比122.7%と大きく増加しましたが、生活関連等の伸び悩みにより取扱高全体では前年対比で95.5%となりました。

⑥ 資産管理事業

都市型農業地域における組合員からの多様な各種相談に応え、事業目標において賃貸住宅等取扱実績が143.6%、仲介業務取扱実績では249.5%となりました。

5. 農業振興活動

<夏の感謝祭、秋の収穫祭開催>

J A八千代市では、昨年度も農産物直売所グリーンハウス主催で「夏の感謝祭」と「秋の収穫祭」を開催しました。夏の感謝祭・秋の収穫祭ともに旬の新鮮農産物に多くの方が興味を示し、同J A青年部、女性部、フレッシュミズ、生産部会などによる模擬店も大いに賑わいを見せました。更に、J A職員による新たな体験型イベントとして夏はトウモロコシ、秋はダイコンと収穫体験を行いました。子どもから大人まで参加し、地元産農産物や農業への関心を高めてもらうことが出来ました。今回のお祭りでも、多くの生産者と消費者の貴重な交流の機会となりました。



▲夏、秋とたくさんの方の来場者が訪れ、活気に満ちたお祭りとなりました。

＜地場農産物共進会で意欲向上、

販売促進PRで消費者との交流を＞

八千代市内の生産者で組織する園芸協会は、消費者に向けた地場農産物の販売促進を行ったり、組織の中でより優れた品を決めるために共進会（コンテスト）を開催し、自分達が大事に育てた農産物を出品しています。

生産者自らが販売促進を行うことによって消費者との直接的な交流の機会となり、相互的な理解や関心が高まります。また、共進会は生産者同士が切磋琢磨し意欲の向上を目指しています。今年度行われた第37回農産物共進会（秋の収穫祭会場内にて開催）では、昨年同様共進会終了後、出品された農産物が販売されました。会場には、八千代市産選りすぐりの新鮮農産物を求め、たくさんの消費者が訪れました。



▲共進会で技術の向上。生産者自慢の農産物が並び、意欲を高めます。
販売促進では消費者との交流を図りました。各会場は大いに賑わい、
八千代市産の農産物のPRを積極的に行いました。

1. 自己改革への取り組み

(1) 農業所得の増大

●販売の増加

農産物の直接販売は、農業者の所得増大に直結することから、2月からグリーンハウスではポイントカードを導入し顧客単価の増額を図りました。JAカードが直売所で使用可能になると同時に消費者の利用促進による販売増加を目指します。

また、やっちドレッシングや産地ブランド化に取り組む枝豆の新規販売先へのアプローチと営業力を強化しました。今後も、量販店や市場の情報を収集し、営農指導員との連携を図りながら販路の拡大に取り組みます。



やっちドレッシングの販売

●信用事業で「農」をサポート

「JAカードの普及拡大」を目指し4月から直売所でJAカードを使用すると5%割引となるサービスが全国で始まりました。2月のイベントではJA職員が特別ブースを設けて普及推進を行い、当日申し込むとイチゴ1パックプレゼントの特典を付け、地産地消をPRし生産者の販売意欲の促進を図りました。



JAカード普及キャンペーン

(2) 農業生産の拡大

●担い手支援

農業従事者の減少や後継者不足が深刻化する中、担い手の育成・支援に取り組みました。

- ☆農機具等購入支援事業（3件）
- ☆新規親元就農応援事業（5名）
- ☆担い手婚活支援事業



担い手婚活支援事業

(3) 地域の活性化

●「食と農」でつながりづくり

TAC(※)担当者は地域農業の担い手に日々出向き、その担い手の声・要望を持ち帰り、JAの事業改善につなげています。

准組合員のJA利用促進と地域住民へ農協の理解促進を深めるため、様々な交流の場を設けました。

☆農産物収穫体験

☆市内イベントでの出前授業

☆グリーンハウスの夏・秋の祭り

軽トラ市、農機経済コラボイベント等



軽トラ市

※「地域農業の担い手」に日々出向き、その「担い手」の声・要望を収集してJAにつなぐ活動を行うJA担当者のこと。

2. 地域密着型金融への取り組み

(中小企業等の経営の改善および地域の活性化のための取り組みの状況を含む)

当JAでは、農業者等の経営支援を重点取り組み事項の一つとして位置づけ、農業メインバンクの機能の強化を行っており、資金ニーズの把握に努めています。

農業融資については、各関係機関や指導販売課・経済課・農機センターと連携を図り、経営改善計画の分析を通じて、農業制度金融を活用し資金供給の取り組みを行っております。また、アグリマイティーマネジメント基金、農機ハウスローン、農業近代化資金等の融資について、JAバンクアグリ・エコサポート基金を通じた利子助成を行っております。また、農業者への経営改善相談・支援等の態勢として、農業者の農業技術・生産向上に向けた相談体制、各種農業関連資格、農業融資資格の取得者増強に努めています。

6. 地域貢献情報

JA 八千代市は、八千代市を事業区域として、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となつて、相互扶助(お互いに助け合い、お互いに発展していくこと)を共通の理念として運営される協同組織であり、地域農業の活性化に資する地域金融機関です。

当 JA の資金は、その大半が組合員の皆さまなどからお預かりした、大切な財産である「貯金」を源泉としております。当 JA では資金を必要とする組合員の皆さま方や、地方公共団体などにもご利用いただいております。

当 JA は、地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて、事業活動を展開しています。また、JA の総合事業を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域の協同組合として、農業や助け合いを通じた社会貢献に努めています。

1. 地域からの資金調達の状況

(1) 貯金・定期積金残高 59,613,867 千円

(2) 貯金商品

組合員・地域の皆さまのニーズにお応えするため、一般的な貯金商品の他、特別金利キャンペーン定期貯金や公的年金を当 JA でお受け取りの方を対象とした特別金利定期貯金等をご利用いただいております。

2. 地域への資金供給の状況

(1) 貸出金残高	28,282,365 千円
組合員等	26,681,375 千円
地方公共団体等	1,013,990 千円
その他	587,000 千円

(2) 制度融資取扱い状況

株式会社日本政策金融公庫の農業融資や国の教育ローン、住宅金融支援機構の取扱いもしております。

- ・農業近代化資金
- ・農業改良資金
- ・フラット35の取り次ぎ など

(3) 融資商品

組合員をはじめ、地域にお住まいの方々の暮らしや農業の発展、地域経済の向上に寄与できるよう、様々な融資商品をご用意しております。

- ・住宅ローン、無担保住宅借換ローン、リフォームローン
- ・アグリマイティー資金、JA 農機ハウスローン
- ・マイカーローン、教育ローン等の目的型ローン及びフリーローン ほか

3. 文化的・社会的貢献に関する事項（地域との繋がり）

（1）文化的・社会的貢献に関する事項

●学校給食への地元農産物供給及び食育活動

市内の生産者から集荷した地元の農産物を学校給食へ供給しています。

また、生産者自らが小学校へ出向き、食べるまでにこの農産物が誰によってどのように育てられて運ばれているかなどを説明します。これにより、おいしい野菜を作ろうと努力している生産者の取り組みや、食べ物を粗末にはいけないなどの食育活動を行政等と協力し行っています。

●各種農業関連イベントや地域行事への参加及び協賛・後援

市内農業・農産物のPRや、消費者と交流を図るため、市内外で開催されるさまざまなイベント等に参加しています。生産者自らが自分で作った農産物の直売や、地場農産物を使った食べ物の販売をしています。

また、八千代市活性化への貢献という意味から市内で開催されるさまざまなイベントへの協賛、後援などの形で支援を行っています。



指導販売課職員は、11月9日に八千代市民カレッジセミナー「ふれあい大学 第23期OB会」から依頼を受け「おいしい野菜の選び方講座」を行いました。

●税務・法律・年金相談会及び税務確定申告のとりまとめ

組合員・利用者へのサービスの一環として、毎週火曜日に顧問税理士による税務相談会や、毎月、第1・3水曜日に弁護士による法律相談会を行っています。また、毎年2月頃の確定申告のとりまとめ、年金相談会も行っています。

●街頭交通遺児募金活動等のボランティア活動

交通遺児の救済や交通安全思想の普及・啓蒙活動として、「JA共済交通遺児育英資金募金運動」に取り組んでいます。平成29年度は9月21日から10月20日まで実施しました。店舗窓口へ募金箱を設置するとともに、10月20日に、当JA職員がJR千葉駅前で街頭募金活動を行い、同駅利用者などに募金の協力を呼び掛けました。お預かりした募金は、JA共済連千葉を通じて千葉県交通安全対策推進委員会へ贈り、交通遺児援護世帯を激励する見舞金や勉学奨励金などに役立てられています。

●人間ドック・定期健康診断等の開催

毎年、当JA管内の組合員向けに健康診断を行っています。また、巡回人間ドックでは共済億友会会員への助成など、健康診断受診促進に取り組んでいます。

●低料金による会議室貸出

農業関係をはじめとする団体の研修会等で、会議室を貸出しています。

(2) 利用者ネットワーク化への取り組み

●年金友の会

当 JA で公的年金の受取口座を指定していただいている方に年金友の会への加入促進を図っています。年金友の会では、年 3 回のグラウンドゴルフ大会参加無料、親睦旅行優待、定期貯金の金利上乘せなどの特典を付けています。

●共済億友会（親睦旅行、人間ドック等）

共済億友会では、親睦旅行や巡回人間ドックの助成を行っています。人間ドックの助成により、利用者の健康促進を図っています。

●JA 祭り等の開催による生産者と消費者の交流

毎年開催している JA 祭りを通して、消費者に生産者・JA の取り組みを知ってもらい、また足を運んでいただけるよう、直売所のリピーター獲得・拡大のための取り組みを行っています。

(3) 情報提供活動

●機関誌の発行

組合員・地域・JA をつなぐコミュニケーションツールとして、組合員向け広報誌「グリーン」を年 4 回、地域コミュニティー紙「JAN²（じゃんじゃん）」を年 2 回発行しています。



グリーン

JAN²（じゃんじゃん）

7. リスク管理の状況

● リスク管理体制

〔リスク管理基本方針〕

組合員・利用者の皆さまに安心して JA をご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

また、この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

① 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当 JA は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、債券等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当 JA では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視した ALM を基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当 JA の保有有価証券ポートフォリオの状況や ALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する ALM 委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及び ALM 委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達 mismatches や予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当 JA では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行ううえでの重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。当 JA では、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続を整備し、定期検査等を実施するとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当 JA では、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

⑥ システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピューターが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当 JA では、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、「システムリスク管理マニュアル」を策定しています。

*ALM 委員会：組合長、専務理事、常務理事、参事、監査室長、総務部長、金融部長、総務課長、企画管理課長等で構成する。組合長・担当理事が招集し、原則四半期に一回開催する。（必要に応じて随時開催）

●法令遵守体制

〔コンプライアンス基本方針〕

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

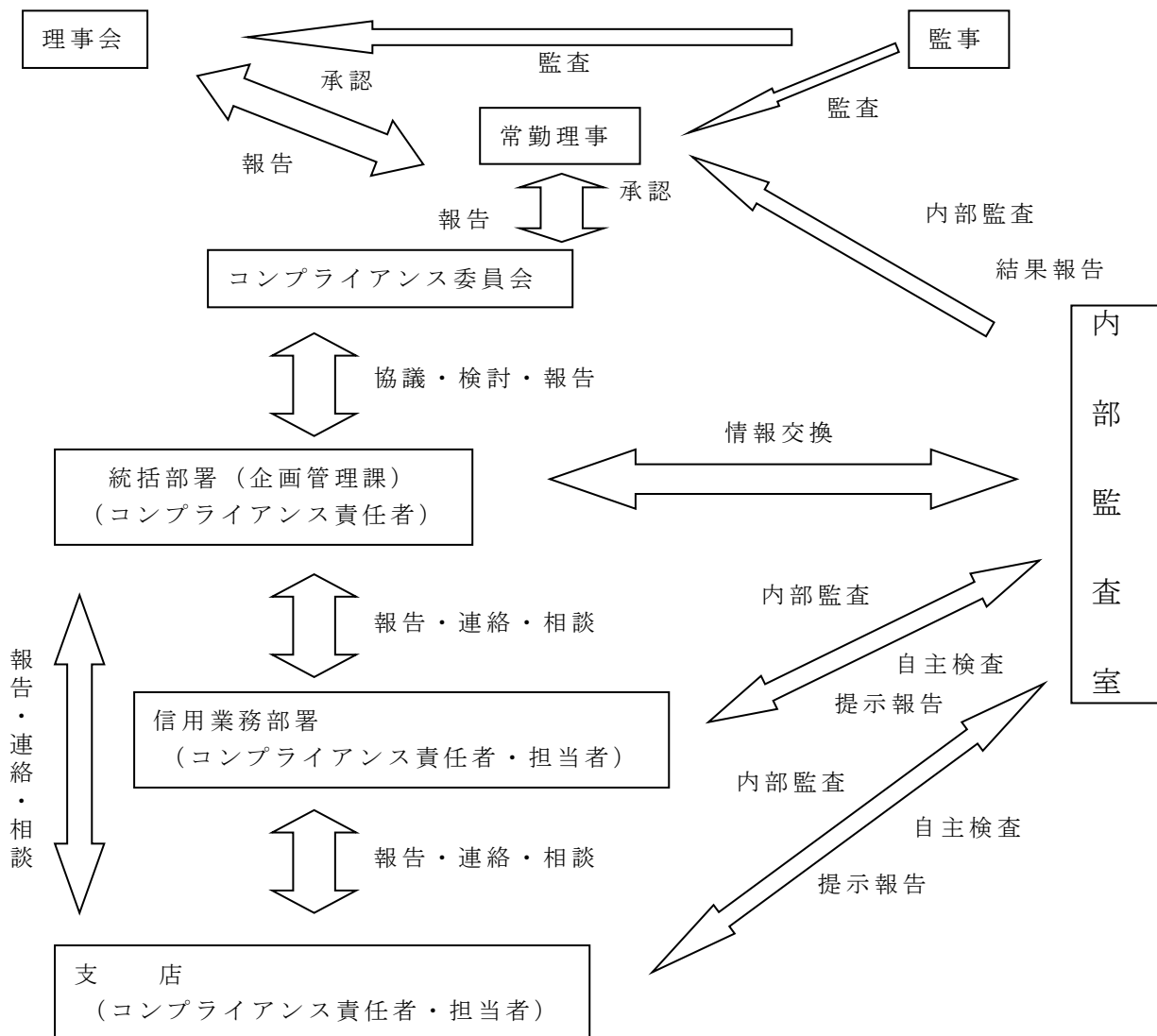
〔コンプライアンス運営態勢〕

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、コンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本店各部門・各支店にコンプライアンス責任者を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

《コンプライアンス態勢イメージ》



●内部監査体制

当 JA では、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JA 本店・支店のすべてを対象とし、内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

●金融 ADR 制度への対応

① 苦情処理措置の内容

当 JA では、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口（月～金 8時30分～17時 金融機関の休業日を除く）

金融課（電話：047-459-8124）

共済課（電話：047-459-8120）

② 紛争解決措置の内容

当 JA では、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）

第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）

第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）

①の窓口または千葉県 JA バンク相談所（電話：043-243-0011）にお申し出ください。お客様は JA バンク相談所を通じて弁護士会仲裁センター等をご利用いただけます。なお、東京弁護士会・第一東京弁護士会・第二東京弁護士会については、各弁護士会に直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

・共済事業

（社）日本共済協会 共済相談所（電話：03-5368-5757）

（財）自賠償保険・共済紛争処理機構（電話：本部 03-5296-5031）

（財）日弁連交通事故相談センター（電話：本部 03-3581-4724）

（財）交通事故紛争処理センター（電話：東京本部 03-3346-1756）

上記以外の連絡先については、①の窓口または J A 共済相談受付センター（電話：0120-536-093（土曜日・日曜日・祝日、12月29日から1月3日を除く月～金 9時～17時））にお問い合わせください。

●反社会的勢力等への対応に関する基本方針

当 JA は、事業を行うにつきまして、平成 19 年 6 月 19 日犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（以下、「政府指針」という。）等を遵守し、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、マネー・ローンダリング等組織犯罪等の防止に取り組み、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

(運営等)

当 JA は、反社会的勢力等との取引排除および組織犯罪等の防止の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当 JA の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、反社会的勢力等との取引排除および組織犯罪等の防止について周知徹底を図ります。

(反社会的勢力等との決別)

当 JA は、反社会勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

(組織的な対応)

当 JA は、反社会的勢力等に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

(外部専門機関との連携)

当 JA は、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

(取引時確認)

当 JA は、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく取引時確認について、適切な措置を適時に実施します。

(疑わしい取引の届出)

当 JA は、疑わしい取引について、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき、速やかに適切な措置を行い、速やかに主務省に届出を行います。

※「反社会的勢力等」とは、「政府指針」に記載される集団または個人の他、マネー・ローンダリング等の組織犯罪等を行う反社会性を有する集団又は個人を指します。

●金融商品の勧誘方針

当 JA は、金融商品販売法の趣旨に則り、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまの立場に立った勧誘に努めるとともに、より一層の信頼をいただけるように努めてまいります。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. お約束のある場合を除き、組合員・利用者の皆さまにとって不都合と思われる時間帯での訪問・電話による勧誘は行いません。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。

●個人情報保護方針

当 JA は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当 JA の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当 JA は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」(以下「保護法」といいます。)その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第 2 条第 1 項、第 2 項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当 JA は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」といいます。)その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号法第 2 条第 8 項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当 JA は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当 JA は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当 JA は、取扱う個人データおよび特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業員および委託先を適正に監督します。

個人データとは、保護法第 2 条第 6 項が規定する、個人情報データベース等(保護法第 2 条第 4 項)を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 匿名加工情報の取扱い

当 JA は、匿名加工情報(保護法第 2 条第 9 項)の取扱いに関して消費者の安心感・信頼感を得られるよう、保護法の規定に従うほか、個人情報保護委員会のガイドライン、認定個人情報保護団体の個人情報保護指針等に則して、パーソナルデータの適正かつ効果的な活用を推進いたします。

6. 第三者提供の制限

当 JA は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当 JA は、番号法第 19 条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

7. 機微(センシティブ)情報の取扱い

当 JA は、ご本人の機微(センシティブ)情報(要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療等に関する情報)については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

8. 開示・訂正等

当 JA は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。

保有個人データとは、保護法第 2 条第 7 項に規定するデータをいいます。

9. 苦情窓口

当 JA は、個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

10. 継続的改善

当 JA は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

●情報セキュリティ基本方針

当 JA は、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、JA 内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当 JA の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

- (1) 当 JA は、情報資産を適正に取扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT 基本法その他の情報セキュリティに係る諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
- (2) 当 JA は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な人的(組織的)・物理的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏洩、改ざん、破壊、利用妨害等が発生しないよう努めます。
- (3) 当 JA は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、JA 全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
- (4) 当 JA は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
- (5) 当 JA は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

●利益相反管理方針

当 JA は、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法および関係するガイドラインに基づき、利益相反するおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、利益相反管理方針（以下、「本方針」といいます。）を次のとおり定めるものとします。

1. 対象取引の範囲

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当 JA の行う信用事業関連業務、共済事業関連業務または金融商品関連業務にかかるお客さまとの取引であって、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

2. 利益相反のおそれのある取引の類型

「利益相反のおそれのある取引」の類型および主な取引例としては、以下に掲げるものが考えられます。

(1) お客さまと当 JA の間の利益が相反する類型

○秘密保持契約を締結して特定部署が入手したお客さまの情報が他部署に漏洩し、他の取引に利用される場合。

○抱き合わせ販売や優越的地位の濫用等に該当する取引を行う場合。

(2) 当 JA の「お客さまと他のお客さま」との間の利益が相反する類型

接待・贈答を受け、または行うことにより、特定の取引先との間で一般的な水準から乖離した水準で取引を行う場合。

3. 利益相反のおそれのある取引の特定の方法

利益相反のおそれのある取引の特定は、以下のとおり行います。

(1) 利益相反のおそれのある取引について、利益相反管理統括部署があらかじめ類型化します。

(2) 各部署においては、取引を行う際に、当該取引が利益相反のおそれのある取引として類型化さ

れた取引に該当するか確認します。

- (3) 利益相反のおそれのある取引に該当すると判断した場合は、利益相反管理統括部署に報告します。
- (4) 各部署で、利益相反のおそれのある取引に該当するか判断しかねる場合、または、類型には該当しないが利益相反のおそれのある取引に該当すると疑われる場合は、利益相反管理統括部署に相談します。
- (5) 利益相反管理統括部署は各部署からの相談を受けて、各部署と協議のうえ（必要に応じて関係部署と協議）、当該取引が利益相反のおそれのある取引であるかの特定を行います。

4. 利益相反の管理の方法

当 JA は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客さまの保護を適正に確保いたします。

- (1) 対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法
- (2) 対象取引または当該お客さまとの取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法
- (3) 対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示する方法（ただし、当 JA が負う守秘義務に違反しない場合に限りです。）
- (4) その他対象取引を適切に管理するための方法

5. 利益相反のおそれのある取引の記録および保存

利益相反の特定およびその管理のために行った措置については、当 JA で定める内部規則に基づき適切に記録し、保存いたします。

6. 利益相反管理体制

- (1) 当 JA は、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理に関する当 JA 全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署およびその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとします。また、当 JA 等の役職員に対し、本方針および本方針を踏まえた内部規則等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。
- (2) 利益相反管理統括者は、本方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善いたします。

7. 利益相反管理体制の検証等

当 JA は、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

8. 自己資本の状況

◇自己資本比率の状況

当 JA では、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、適切なリスクコントロールに努めた結果、平成 29 年 12 月末における自己資本比率は、14.12%となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当 JA の自己資本は、組合員の出資金によっています。

○ 普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	八千代市農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	765 百万円（前年度 766 百万円）

当 JA は、「自己資本比率算出要領」を制定し、適切なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当 JA が抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

また、24 年度から、信用リスク、オペレーショナル・リスク、金利リスクなどの各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価し、リスクを総体的に捉え、自己資本と比較・対照し、自己資本充実度を評価することにより、経営の健全性維持・強化を図っております。

平成 29 年度末の出資金額は、対前年度比百万円減の 765 百万円となっています。

9. 主な事業の内容

□ 営農・生活・相談事業

当JAでは、誰でも気軽に利用できるサービスを事業の一環として行っています。組合員の営農・生活指導はもとより、法律・税務相談や土地の有効利用等の資産管理相談、健康相談等の総合機能により、暮らしの全般にわたってサポートしています。

□ 経済事業

経済事業は、農家から消費者へ新鮮な農産物を安い価格で届ける「販売事業」と、生活に必要な物資を組織的にまとめて購入する「購買事業」の二つから成り立っており、消費者に幅広く優良商品を提供しています。

また、同様に農家に対して農業生産に必要な資材を提供しています。

平成15年度からは販売事業の一環として農産物直売所「グリーンハウス」をオープンさせ、地場産の新鮮な野菜等を地域住民へ提供しています。本店の他に勝田台店舗のグリーンハウスも好評です。

□ 共済事業

共済事業は、生命保険・損害保険兼営の協同組合保険であり、組合員・地域住民を不慮の災害から守り、その家族の暮らしを守ることを最大の目的とし、生命・建物・火災・自動車共済等割安な掛金で大きな保障を実現しています。

□ 宅地等供給事業

組合員の委託により、組合員の所有する農地の売買、貸借の仲介、斡旋及び農地への施設の建設等を行っています。

□ 葬祭事業

組合員及び地域住民に対し、葬儀や法事等の仏事を安心して執り行えるように、相談やプラン設計、施行までを行っています。

□ 信用事業

信用事業は、貯金、貸出、為替など、いわゆる金融業務といわれる内容の業務を行っています。この信用事業は、JA八千代市・農林中金という2段階の組織が有機的に結びつき、「JAバンク」として大きな力を発揮しています。

■ 貯金業務

組合員はもちろん地域住民のみなさまや事業主のみなさまからの貯金をお預かりしています。

普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的、期間、金額にあわせてご利用になれます。

■ 貸出業務

組合員への貸出をはじめ、地域住民のみなさまの暮らしや、農業者・事業者のみなさまの事業に必要な資金を貸出しています。また、地方公共団体などへも貸出し、地域経済の質的向上・発展に貢献しています。さら

に、住宅金融支援機構、日本政策金融公庫等の融資の申し込みのお取り次ぎもしています。

■ 為替業務

全国の JA・県信連・農林中金の店舗をはじめ、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当 JA の窓口を通して全国のどこの金融機関へでも送金や手形・小切手等の取立てが安全・確実・迅速にできる内国為替をお取り扱いしています。

■ サービス・その他

当 JA では、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受け取り、各種自動支払いや事業主のみなさまのための給与振込サービス、口座振替サービスなどをお取り扱いしています。

また、国債（新窓販国債、個人向け国債）の窓口販売の取り扱い、貸金庫のご利用、全国の JA での貯金の出し入れや銀行、信用金庫、コンビニなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

貯 金

種 類	期 間	特 徴
総 合 口 座	出し入れ自由	「受け取る、支払う、貯める、借りる」が1つの口座で全てOK。
普 通 貯 金	出し入れ自由	公共料金等の自動支払および給与・年金・配当金・公社債元利金等の自動受取が可能。
スーパー貯蓄貯金	出し入れ自由	普通貯金同様な気軽さで有利に増やせ、額に応じて金利シフト
期日指定定期	最長3年据置 1年	一年経過後1ヶ月前までに好きな満期日を指定
スーパー定期	1,3,6ヶ月 1,2,3,4,5年	期間1ヵ月から5年までビジョンに合わせて大きく確実にふやす定期貯金。
大口定期貯金	1,3,6ヶ月 1,2,3,4,5年	1,000万円以上の資金を有効に運用したい方に、有利で確実な「自由金利型定期貯金」をおすすめ。土地・株式の売却代金、納税資金、事業資金、退職金などの運用に。
変動金利定期	単利型2年・3年 複利型3年	6ヵ月ごとに、金利情勢に応じて途中で金利が変動します。
定 期 積 金	6ヵ月以上 10年以下	目標額に合わせて、毎月の預け入れ指定日に積み立てる貯金。積み立て期間は自由に選べます。
当 座 貯 金	出し入れ自由	手形や小切手でお支払いできる貯金です。お取引上のお支払いや代金回収に最適。
納税準備貯金	入金自由	税金納付の為の貯金でお引き出しは原則として納税時のみで、引き出しは非課税。
通 知 貯 金	据置7日	7日以上短期運用に最適です。預け入れ金額は5万円以上でお引きだしは2日前までに連絡要。
決済用貯金	出し入れ自由	無利息、要求払い、決済サービス、貯金保険制度により全額保護されます。

《振込・送金手数料》

種別	利用区分		当 組 合		県内系統宛	県外系統宛	他金融機関宛	
			自店舗宛	他店舗宛				
振込 手数料	窓 口	電信扱い	3万円未満	0円	0円	216円	216円	540円
			3万円以上	0円	0円	432円	432円	756円
		文書扱い	3万円未満	—	—	216円	216円	432円
			3万円以上	—	—	432円	432円	648円
	ATM	キャッシュカード扱い	3万円未満	0円	0円	108円	108円	216円
			3万円以上	0円	0円	216円	216円	432円
	ネットバンク		3万円未満	0円	0円	108円	108円	216円
			3万円以上	0円	0円	216円	216円	432円
	アンサーサービス		利用手数料	1,080円				
	送金手数料		普通扱	432円	432円	432円	648円	648円

※ 定時定額振替手数料は、「窓口ご利用」の場合の「電信扱」と同額とします。

※ 現金、または千葉県内のJA以外のキャッシュカードによるお振込はできません。

《ATM利用手数料①》

	顧 客 手 数 料					
	平 日			土 曜 日		日 曜 日 祝 日 12月31日
	8時45分まで	8時45分以降 18時まで	18時以降	14時まで	14時以降	
自農協内	0円	0円	0円	0円	0円	0円
県内ネット	支払	0円	0円	0円	0円	0円
	受入	0円	0円	0円	0円	0円
全国ネット	支払	0円	0円	0円	0円	0円
	受入	0円	0円	0円	0円	0円
農協ネット	支払	0円	0円	0円	0円	0円
業態間提携	支払	216円	108円	216円	216円	216円
三菱UFJ提携	支払	108円	0円	108円	108円	108円
郵貯提携	支払	108円	108円	108円	108円	108円
	受入	108円	108円	108円	108円	108円

《ATM利用手数料②》

	顧 客 手 数 料					
	平 日			土 曜 日		日 曜 日 祝 日 9時以降 17時まで
	8時以降 8時45分まで	8時45分以降 18時まで	18時以降 21時まで	9時以降 14時まで	14時以降 17時まで	
セブン銀行	支払	108円	0円	108円	0円	108円
	受入	108円	0円	108円	0円	108円
イーネットATM	支払	108円	0円	108円	0円	108円
	受入	108円	0円	108円	0円	108円
ローソンATM	支払	108円	0円	108円	0円	108円
	受入	108円	0円	108円	0円	108円

※ 当JAのATM稼働時間外は、お取引できません。

※ イーネットATMはファミリーマート・スリーエフ・ポプラ等のコンビニエンスストアに設置されています。

※ コンビニエンスストア(ファミリーマート、ローソン等)の一部の店舗においては、ATMが設置、金融機関が直接ATMを設置している場合、他ATM運営会社のATMが設置されている場合等がございます。

《手形・小切手帳等代金》

当座小切手	1冊(50枚)	1,080円
約束手形	1冊(25枚)	972円
為替手形	1枚	22円
マル専手形	1枚	540円
	取扱手数料1契約	3,240円
手形・小切手至急の場合は324円加算します。		

《両替手数料》

硬貨の枚数	1枚～100枚	0円
	101枚～300枚	108円
	301枚～500枚	216円
	501枚～1000枚	324円
	1001枚～1000枚ごとに	324円加算

※持参した枚数と持帰る枚数のいずれか多い枚数を適用します。

※現金での貯金払出の際に金種を指定した場合にも適用します。

《代金取立手数料》

当組合本支店宛	432円
他金融機関宛(至急)	864円
他金融機関宛(普通)	648円

《発行・再発行手数料》

	発行	再発行	備考
各種通帳	0円	540円	
磁気キャッシュカード	0円	540円	
ICキャッシュカード	0円	1,080円	更新発行時再発行手数料 (H.22.1.4から無料)
JAカード一体型	0円	1,080円	
各種証明書・取引履歴 明細1口座につき	216円	—	随時発行分
	216円	—	継続発行分

※一体型から単体型への分離は、再発行扱とします。但し、更新時等における審査上の理由等、お客様都合以外のカードの切替は無料です。

《貸金庫手数料》

年間使用料	6,480円
-------	--------

《その他手数料》

送金・振込の組戻料	864円
不渡手形返却料	864円
取立手形組戻料	864円
国債窓販口座管理手数料	0円

融 資

種 類		期 間	融資金額	特 徴
農業 資金	一般	資金用途により 1年～20年以内	担保価額範囲内	農業経営に必要な資金をご融資 ※基金協会保証融資のアグリマティーフ資金 は、1,800万円以上は有担保
	基金協会保証	資金用途により 6ヶ月～15年以内	アグリマティーフ資金 事業費の100%まで	
			農機ハウスローン 1,800万円以内	
制度資金	資金用途により 1年以上20年以内	政令等の定めによる		
住宅 資金	一般	建物の構造により 1年～35年以内	担保価額範囲内	個人住宅用地購入、住宅新築マンション購入、中古住宅・中古マンション購入、他行住宅ローンの借換資金 無担保住宅借換、リフォームローン
	基金協会保証	建物の構造・資金使 途により 6ヶ月以上35年以内	10万円以上 5,000万円以内	
	民間保証		10万円以上 10,000万円以内	
賃貸 住宅 資金	一般	建物の構造により 1年以上35年以内	担保価額範囲内	賃貸住宅の取得、新築改築、他行賃貸住宅資金の借換資金
	基金協会保証	建物の構造により 1年以上30年以内	10億円未満	
事業資金一般		資金用途により 1年以上～35年以内	担保価額範囲内	事業に必要な運転・設備資金
生活 関連 資金	一般	資金用途により 1年～20年以内	担保価額範囲内	マイカー購入、教育資金、家具購入、 納税資金等
	基金協会保証	資金用途により 6ヶ月～13.5年以内	500万円以内	
	民間保証	資金用途により 6ヶ月以上15年以内	500万円以内又は 1,000万円以内	マイカー購入、教育資金、家具購入、 納税資金等
カードローン		—	50万、100万、200万、300万円	
貯金担保		手形式1年以内 証書式10年以内	担保価額範囲内	当JA定期貯金・定期積金を担保にご 融資
共済担保		手形式1年以内	積立金貸付可能額	当JA共済契約の積立金貸付可能額を 担保にご融資

系統セーフティネット（貯金者保護の取り組み）

当JAの貯金は、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との2重のセーフティネットで守られています。

◇「JAバンクシステム」の仕組み

JAバンクは、全国のJA・信連・農林中央金庫（JAバンク会員）で構成するグループの名称です。組合員・利用者の皆さまに、便利で安心な金融機関としてご利用いただけるよう、JAバンク会員の総力を結集し、実質的にひとつの金融機関として活動する「JAバンクシステム」を運営しています。

「JAバンクシステム」は「破綻未然防止システム」と「一体的事業推進」を2つの柱としています。

◇「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JAバンク全体としての信頼性を確保するための仕組みです。再編強化法（農林中央金庫及び特定農業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）に基づき、「JAバンク基本方針」を定め、JAの経営上の問題点の早期発見・早期改善のため、国の基準よりもさらに厳しいJAバンク独自の自主ルール基準（達成すべき自己資本比率の水準、体制整備など）を設定しています。

また、JAバンク全体で個々のJAの経営状況をチェックすることにより適切な経営改善指導を行います。

◇「一体的な事業推進」

良質で高度な金融サービスを提供するため、JAバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のJAバンクブランドの確立等の一体的な事業推進の取り組みをしています。

◇貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。